

死者が卒業するということ

ー東日本大震災における慰霊と癒しー

大村哲夫

キーワード：卒業証書，東日本大震災，死者，慰霊，グリーフ・ワーク

I. 本研究の意義と概要

東日本大震災から2年経った2013年3月，被災地の学校でも卒業式が行われた。報道でも紹介されていたが，卒業証書は本来なら卒業するはずだった震災犠牲者の児童生徒へも授与されている。学籍を喪失した死者への卒業証書授与は法的に根拠がないが，あえて授与することにどのような意味が込められているのだろうか。また全ての学校で授与されたわけではなく，対応はまちまちとなっている。その違いは何に因るのだろうか。

実のところ，震災に限らず，事故や病気，自死，犯罪被害などにより死亡した児童生徒への卒業証書授与は過去にも行われてきた。しかしこのことについて，個別の記事^{*1}は書かれても包括的な研究は見あたらない。よく見聞きする現象でありながら，敢えて研究の俎上に載せられてこなかったのは，痛ましい死を遂げた児童生徒を悼む心情が研究対象として馴染まないと考えられてきたからだろうか^{*2}。しかし筆者は，死者への卒業証書授与という行為の背景に，日本人のたましい観が存在しており，このことを通して現代日本人の死生観を探る一助となると考えている。

筆者は本稿で，卒業証書授与に象徴される「死者の卒業」について，グリーフ・ワークなどの心理学的側面，および死者供養などの民俗学的側面から検討

^{*1} 例えば鹿児島知覧いじめ自殺事件の被害者への卒業証書授与についての雑誌記事がある（小林篤1997）。大津いじめ自殺事件（2011）でも，本来なら卒業するはずだった2013年3月，卒業証書が授与されたことが報じられた。

^{*2} 夭折した子どもの霊魂などについての最近の論考には，川村邦光（2013）などがある。

を行い、学校現場における慰霊と癒しについて考察を試みたい。具体的には、宮城県公立学校における死者への卒業証書授与の実態を調査し、それを分析することで、児童生徒の死亡という受け容れがたい事件に対する学校の対処を探らうとするものである。このことによって筆者は、学校における慰霊と癒しについて何らかの示唆が得られ、震災犠牲者の記憶と遺された関係者の「人生の意味」再構築に寄与する知見の基礎的資料となると考えている。

本研究の結果を概観すると、県立学校を除く幼稚園、小学校、中学校で卒業証書の授与が行われたこと、授与の判断は遺族等の感情を忖度した学校教職員の意向によってなされたことが明らかになった。授与の目的は、遺族の悲嘆への対応が最も多く挙げられたが、同時に死亡児童生徒の冥福を祈る「慰霊」、学校の教職員および児童生徒の悲嘆に対する「癒し」として期待されていたことも窺われた。また2012年度(2013年3月)の卒業は、死亡後2年経過していることから、死亡当時卒業学年でなかった児童生徒が、「進級」して「卒業」とみなされていることがわかる。このことは子どもであった死者が死後も成長し、進学や結婚・出産をするという冥婚などの民間信仰とも通底するたましい観が反映されていると考えられる。死者に対する卒業証書授与をこうした民間信仰と親和性のあるものとしてみた時、従来家々の私的宗教習俗として行われてきた死者供養が、学校という公共の場で「証書」授与という半ば公的慰霊として行われていると考えることができる。

Ⅱ. 方法

1. 卒業証書の法的根拠

卒業を証明するものとして各種の学校で授与されているが、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第58条に以下の規定がある。

第58条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第58条は中学校、高等学校、特別支援学校、大学などにも準用規定があり、卒業証書は幼稚園を除く全ての学校においては授与が義務づけられた公文書である。幼稚園では「修了証書」を授与していることが多い。

2. 調査対象

宮城県における公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の中、幼児（幼稚園）、児童（小学校）、生徒（中学校、高等学校、中等学校、特別支援学校）が東日本大震災で死亡または、行方不明となっている学校 95 校を調査の対象とした。

表 1 公立学校における震災被害幼児児童生徒数

| | |
|--------|------------------------|
| 幼稚園 | 3 園（死亡 8 名，不明 1 名） |
| 小学校 | 33 校（死亡 167 名，不明 19 名） |
| 中学校 | 22 校（死亡 67 名，不明 7 名） |
| 高等学校 | 35 校（死亡 79 名，不明 8 名） |
| 特別支援学校 | 2 校（死亡 5 名，不明 0 名） |
| 計 | 95 校（死亡 327 名，不明 35 名） |

宮城県教育委員会提供（2013 年 2 月 28 日現在）資料をもとに筆者作表

3. 調査方法

半構造化した質問紙を作成し，調査依頼文と共に各校園長宛に郵送した。発送は，2012 年度卒業式が終わり，2013 年度入学式が終了した 2013 年 4 月上旬に行い，回収期限は 4 月末とした。

4. 調査項目

以下の項目について，選択肢および自由記述による回答を求めた（具体的な調査票については附録を参照）。

- 1) 2011 年から 2013 年の間における死亡または行方不明の幼児・児童・生徒（以下「死亡児童生徒」と省略する）が在籍した学年の卒業式の有無について選択肢で回答を求めた。
- 2) 2014 年以降に卒業する予定の学年に死亡児童生徒が在籍していたかどうかについて選択肢で回答を求めた。
- 3) 各年度毎における死亡児童生徒への「卒業証書（幼稚園では修了証書）」授与の有無について選択肢で回答を求めた。
- 4) 証書の書式：一般の卒業証書と変わるところがあるかどうか（文言，

日付、番号など例示) について選択肢及び自由記述で回答を求めた。

5) 証書授与の形式：一般の卒業式における授与、または個別授与など授与方法の違いについて選択肢及び自由記述で回答を求めた。

6) 証書授与の発案者および授与の理由について選択肢及び自由記述で回答を求めた。

7) 証書授与を行わなかった場合の理由を自由記述で回答を求めた。

8) 過去における死亡児童生徒への授与の前例について選択肢及び自由記述で回答を求めた。

9) その他意見などを自由記述で求めた。

設問は、人的被害を出した学校の教職員への質問であることに配慮し、侵襲的にならないよう工夫した。特に、答えにくい設問や答えたくない質問については記入しなくてもよいこと、また授与に際して様々な考えや対応が考えられることから、卒業証書授与行為についての「是非」を問うものではないことについても依頼文および調査票に明記した。

Ⅲ. 結果

1. 調査票の回収率

回収率は以下の通りであった。

表2 卒業証書調査票の回収率

| | |
|--------|-------|
| 幼稚園 | 66.7% |
| 小学校 | 42.4% |
| 中学校 | 54.5% |
| 高等学校 | 48.6% |
| 特別支援学校 | 50.0% |
| 全体 | 47.4% |

校種によって差があるものの、調査のデリケートさ^{*3}を考慮すれば、概ね協力が得られたものと考えられる。

*3 報道等で卒業証書授与が報じられた学校でも、回答が得られなかった学校が複数ある。

2. 死亡児童生徒への卒業証書授与の実態

1) 授与した学校の割合

回答が得られた学校の中、授与した学校の割合は以下の通りである。

表3 死亡児童生徒へ卒業証書を授与した学校数と割合

| | | |
|--------|-------|-------|
| 幼稚園 | 2 園 | 100% |
| 小学校 | 6 校 | 42.9% |
| 中学校 | 10 校 | 83.3% |
| 高等学校 | 0 校 | 0% |
| 特別支援学校 | 0 校 | 0% |
| 計 | 18 校園 | 18.9% |

幼稚園と中学校で授与した割合が高く、高等学校や特別支援学校では授与していない。

2) 授与した年

死亡した児童生徒への授与の年は以下の通り。

表4 死亡した児童生徒へ卒業証書を授与した年と人数

| | 2011 年 | 2012 年 | 2013 年 |
|-----|--------|--------|--------|
| 幼稚園 | 1 人 | 0 人 | 1 人 |
| 小学校 | 1 人 | 2 人 | 5 人 |
| 中学校 | 3 人 | 12 人 | 12 人 |
| 合計 | 5 人 | 14 人 | 18 人 |

小学校では、2011 年は罹災のため卒業式を行っていない学校もある。

中学校では、2011 年震災当日の午前もしくは午後が卒業式であった学校もある。

高等学校においては、2011 年は被災前に卒業式が行われたため、各学校の受け止めでは3年生の犠牲生徒は無かったと捉えられている（学籍上は3月31日まで在籍）。

被災した直後の2011年だけではなく、1-2年経過した2012年、2013年にも

卒業証書の授与が行われていることがわかる。

3) 授与した卒業証書の書式

通常の卒業証書との相違点について訊ねたところ、以下の回答を得た。

表5 卒業証書の書式

| | 台帳番号なし | 他と異なる |
|-----|--------|-------|
| 幼稚園 | 100% | 0% |
| 小学校 | 100% | 0% |
| 中学校 | 88.9% | 11.1% |

学校に長期（永年）保存される卒業台帳への記載と関連する「台帳番号」は、記入されていないことが多い。文面は同じでありながら、台帳番号の記入がないことは、死者へ授与された卒業証書の「公」と「私」の間の曖昧な性質を表しているといえる。

4) 授与の発案者

卒業証書の授与を発案したのは誰か、選択肢で訊ねた（複数回答あり）。

表6 授与の発案者

| | 教員 | 遺族 | 遺族以外の保護者 | 児童生徒 | 教委 |
|-----|------|-----|----------|------|-------|
| 幼稚園 | 2 園 | | | | |
| 小学校 | 4 校 | 2 校 | 1 校 | | |
| 中学校 | 10 校 | 2 校 | 1 校 | 3 校 | 1 地教委 |

全ての校種で、主として教員側から発案されている。

5) 授与の理由

自由記述欄に記された授与の理由は、校種別に以下の通りである。記述内容や文体自体に回答者の感情や葛藤が含まれているので、誤字脱字の訂正を除き原文のまま転記する。

i. 幼稚園

「両親は家族5人のうち、祖母、子ども2人（小1、年少）の3人を失い深い悲しみの中にいた。園行事（運動会、生活発表会等）に両親で参観に来られ、『そこに子どもがいる気持ちになれるから』と話した。職員全体がとても重い2年間だった。『忘れてほしくない』両親のつらさを想うと是非修了証書をだしてやりたかった。幼稚園での生活の場面を思い出し、ここにみんなと一緒にいたことを修了の証として授与させていただいた」気仙沼市立A幼稚園

保護者の気持ちを汲み、重い2年間を過ごした教職員が、一緒に学んだ証として授与を発案したことがわかる。

「人は皆、永久欠番。同じ時を共に生き、在籍したことを大切にされたから」東松島市立B幼稚園

「職員の総意」で授与を決めている。

ii) 小学校

「運営会議で各校の実情をもとに話し合った。保護者（児童の親も津浪で亡くなり、祖父母）の意向を伺ったところ、是非卒業式に参加したいとのことだったので、卒業式で卒業生の分が終わってから授与した」石巻市立B小学校

教員が自他の学校の実情を考慮し、保護者の意向を確認して授与を決めている。

「保護者と学校の思いが一致したため」東松島市立G小学校

「(教員、保護者、児童の発案) 限定はできない」東松島市立H小学校

「保護者（遺族）の気持ちを大切にするため」石巻市立C小学校

「卒業学年の保護者からの要望があったため」亘理町立J小学校

遺族、保護者からの要望に対し、学校が応える形である。

「本校に在籍していた児童であることにかわりはない」石巻市立F小学校

教員側から積極的に発案している。

「・児童の冥福を祈る気持ちから。・残された親族への慰めとして。・亡くなった児童のことを忘れない学校の姿勢として」東松島市立I小学校

授与が、死亡児童、遺族、学校の3者にとって必要であったことがわかる。

iii) 中学校

「中学校の教育課程を修了したと判断したため」校長が授与を発案した。気仙沼市立B中学校

「①管理下内の死亡で、本来なら卒業するはずだった。②遺族に提案したところ、快く承諾してもらった。③震災で転出した子も含めて、生徒達も一緒に卒業することを望んでいた」ため校長の発案で授与した。南三陸町立B中学校

学校管理下であること、遺族の理解が得られたこと、生徒の要望があったことを踏まえ、校長が授与を決めている。

「一緒に卒業させたいという思いがあったため」「教諭等」と遺族以外の保護者から要望があり授与した。石巻市立C中学校

「死んだ生徒も他の生徒同様に、卒業を祝ってあげたい」と校長、地教委の発案で授与した。東松島市立G中学校

「死亡した生徒がH中学校に在籍した証として」と校長、教諭、死亡生徒の同級生からの発案で授与した。東松島市立H中学校

「亡くなった生徒が、この湊中に在籍していた証として」校長、教諭、死亡生徒の同級生からの発案で授与した。石巻市立D中学校

「残された祖父母の心情を慮るとともに、同級生の思いを受けて」校長、生徒の発案（要望）に応じて授与した。名取市立I中学校

「保護者・遺族に意向をきいたところ、授与してほしいという方が多くいたから」と校長が発案し、遺族に意向を確認して授与。石巻市立E中学校

「保護者の願いを受けて」教員の発案で授与した。山元町立 J 中学校

一緒に卒業させたい、共に学んだ証として授与したいという教員や生徒の心情から、授与していることが分かる。

「震災で亡くなったので（親族に配慮して）授与した」と教頭・教諭らの発案で授与している。同校では病気や不慮の事故で亡くなった場合は授与していなかったという。石巻市立 F 中学校

通常の事故死ではなく、震災死という特別な死であることが授与を決めている。

6) 授与しなかった理由

自由回答欄に記載された授与しなかった理由は以下の通り。

i) 小学校

「保護者も一緒に亡くなっていて、受け取る方がいなかった。同級生が、その子の死に対して動揺することが考えられるので、あえて卒業式に証書授与ということはできなかった」山元町立 K 小学校

「すでに保護者は他県にいるため」（式辞の中で亡くなった子のことに言及した）石巻市立 D 小学校

授与は可能であったが、遺族の不在のため授与できなかったとしている。また「児童が動揺する」という懸念は、児童生徒の死亡事件の度に学校が苦慮する問題である。

ii) 中学校

「・3学年に進級させていなかった。・保護者から申し出がなかった。・学校として追悼の碑をたて、毎年追悼する予定だから」岩沼市立 K 中学校

「(2012年は、震災)発生から1年しか経過しておらず、状況が安定しなかった。学校管理下ではないとしても、生徒が犠牲になったことを参加者全員で受け入れることに抵抗感があったように思う。ただし保護者には参列していただき、卒業アル

バムを差し上げた。(2013年は授与)」東松島市立H中学校

震災から1年後の状況では、学校、遺族ともに「生徒の死」を受容することに繋がる行為にはまだ抵抗があったことがわかる。

授与しなかった学校においても、追悼の建碑をし、毎年追悼式を企画するなど慰霊行為が予定されている。

iii) 高等学校

「死亡した時点で学籍が無くなったから」B高等学校

「①卒業証書授与の対象とならないこと。②遺族の心情等を考えると授与することの是非に多々疑問が残ること」A高等学校

「平成23年度以降在籍していないため」C高等学校

「卒業年度に本人の学籍がない為」E高等学校

「本校は単位制高校であり、卒業要件を満たす単位を修得していないと卒業できないため」F高等学校

「遺族の方の精神状態を鑑み、学校側から“卒業証書を授与したい”といった旨の連絡、相談をすることが難しいと判断したため」(前例もあるので「保護者の希望があれば、しかるべき対処ができた」と思うとの記載あり)G高等学校

「保護者の意向を直接伺ったわけではないが、その心情を考えて『そっとしておくべき』という判断があった」D高等学校

「除籍されていたため」(「本校では亡くなった生徒に対しては黙祷をささげることを行ってい」るとの追記あり)I高等学校

高等学校では、死亡による学籍喪失のため、授与できないと判断した学校が多い。保護者の心情を押し量って敢えて授与の申し出をしなかった学校もある。

iv) 特別支援学校

「卒業児童ではないので」A支援学校

7) 授与の方法

i) 幼稚園

- 2011 年は、他の機会に保護者へ授与。東松島市立 B 幼稚園

ii) 小学校

- 2013 年。卒業式に祖父母、おばの 3 人が参列し、祖父に渡した。「渡す場面について①卒業式の中で他の子どもといっしょに。②卒業式後、校長室等別室で、③自宅に校長、6 年担任がうかがって、など保護者の意向をお聞きして行った」石巻市立 B 小学校
- 2013 年。他の機会に遺族に渡した。石巻市立 C 小学校
- 2011 年、2012 年、2013 年とも他の機会に遺族に渡した。石巻市立 F 小学校
- 2013 年。卒業式で兄に渡した。東松島市立 G 小学校
- 2013 年。他の機会に保護者に渡した。東松島市立 H 小学校
- 2013 年。卒業式で保護者に渡した。東松島市立 I 小学校
- 2012 年。他の機会に家族に渡した。亘理町立 J 小学校

iii) 中学校

- 2011 年。卒業式で保護者に渡した。気仙沼市立 A 中学校
- 2013 年。卒業式で家族に渡した。南三陸町 B 中学校
- 2012 年。他の機会に保護者に渡した。石巻市立 C 中学校
- 2012 年。2013 年。他の機会に家族・親戚に渡した。石巻市立 E 中学校
- 2012 年。卒業式で生徒代表に渡した。石巻市立 F 中学校
- 2012 年。2013 年。卒業式で保護者に渡した。東松島市立 G 中学校
- 2013 年。卒業式で生徒代表に授与し、生徒から保護者に渡した。「呼名に対して卒業生全員が返事をし、代表 2 名が登壇して証書を受け取った」東松島市立 H 中学校
- 2012 年。他の機会に祖父母に渡した。名取市立 I 中学校
- 2013 年。卒業式で両親に渡した。山元町立 J 中学校
- 2013 年。卒業式で家族に渡した。石巻市立 D 中学校

卒業式中だけではなく、より私的な個別授与などケース・バイ・ケースの対応が取られたことが分かる。

8) 死亡児童生徒への卒業証書授与に関わる前例について

括弧内には前例を記載した学校で、授与が行われたか否かについて示した。

- ・2013年、「他校で震災で亡くなった生徒」山元町立J中学校（授与）
- ・2012年，2013年「東日本大震災の犠牲者へ。他の中学校で」岩沼市立K中学校（授与しなかった）
- ・2012年，2013年「D中学校では，本校のように番号のないものを平成23年度，平成24年度渡しているとのこと。C小では，保護者の要望があった場合に渡すことにしているとのこと。（実際に渡したかどうかはわかりません）石巻市立B小学校（授与）
- ・震災後毎年3月新聞等で。震災で亡くなった児童生徒に対して。友人が遺影を抱いて参列する。遺族が卒業証書を受け取る等」東松島市立I小学校（授与）
- ・3年前「石巻市立L中学校」東松島市立H中学校（授与）
- ・3年前「G高等学校：対象生徒が3年生の時の夏休み中に，海で泳いでいた際，小型船と衝突し亡くなった。卒業式を前に，クラスメートから『卒業証書をあげたい』と担任に申し出たことを機に，学校と保護者で相談し，番号のない卒業証書を，式の終了後に担任が自宅へ届けた」G高等学校（授与せず）
- ・7年前「とても残酷なケースだったので記載できない」気仙沼市立A幼稚園（授与）
- ・10年前「K中の女子生徒が犯罪の犠牲者となり命を落としたことから，式典において保護者に授与されている」東松島市立B幼稚園（授与）
- ・10年前「L中学校：2学年在籍中火災で亡くなった」東松島市立G中学校（授与）
- ・10年以上前「M中学校：3学年在籍中水難事故で亡くなった生徒」東松島市立G中学校（授与）
- ・15年前「D中学校：3学年在籍中脳腫瘍で亡くなった生徒」東松島市立G中学校（授与）
- ・15年前「病死したケース」石巻市立C小学校（授与）
- ・20年前「河南町立N中学校（病気のため）母親に授与」石巻市立E小学校
- ・「新聞等のニュース（で見た）」東松島市立G小学校（授与）
- ・「東日本大震災時，いくつかの中学校」石巻市立C中学校（授与）
- ・「覚えていない（あったように思うが詳細の記憶なし）」石巻市立E中学校（授与）

特別支援学校を除く全ての校種で死亡児童生徒への卒業証書授与があった

ことが分かった。幼・小・中学校において前例の記載があった学校では、2校を除き残り11校が卒業証書授与を行っていた。

高等学校では、前例についての記載欄に「聞いたことがない」などの記述が13校あり、1校のみ自校での前例記載があった。高校では結果的に回答のあった全ての学校で震災に関わる死亡生徒への授与が行われていない。

9) 「付け加えることや意見」についての自由記述

括弧内には、回答した学校の卒業証書授与が行われたか否かについて示した。

i. 幼稚園

- ・「ケースバイケース。職員と保護者の思いとの中で決めるべきでしょう」東松島市立B幼稚園（授与）

ii. 小学校

- ・「御遺族への配慮が一番大切である」南三陸町立A小学校
- ・「本校の場合、学校から保護者の方へ連絡し、卒業証書を渡すことについての意向を伺った。次に渡す場面について、①卒業式の中で他の子どもといっしょに。②卒業式後、校長室等別室で、③自宅に校長、6年担任がうかがって、など保護者の意向をお聞きして行った。何よりも、保護者の方、遺族の方の意向優先にすべきだと思う。」石巻市立B小学校（授与）
- ・「(保護者が転出して不在のため) 式辞の中で亡くなった子のことに言及した」石巻市立D小学校
- ・「親族の希望や感情に配慮しつつ継続したい」東松島市立I小学校（授与）
- ・「亡くなった児童・生徒の遺族の思いを最優先に考えることが何より重要である」亶理町立J小学校（授与）
- ・「保護者、学校、児童それぞれの気持ちを考えた上で、授与するかどうかを検討しなければならないと思います」山元町立K小学校（保護者も一緒に死亡しているため授与していない）
- ・「亡くなった状況、家族の意見等々、個々の事情によって判断は違ってくると思うので、慎重に対処すべきであると思う」岩沼市立L小学校

iii. 中学校

- ・「残された家族の意思・気持ちを尊重すべきである」気仙沼市立A中学校（授与）

- ・「遺族の気持ちを最優先に考えなければならないと思う」南三陸町立 B 中学校（授与）
- ・「同じ様に卒業させたいという、教員や保護者、生徒の気持ちは大切にさせたいと考える」石巻市立 C 中学校（授与）
- ・「病気で亡くなった、不慮の事故で亡くなった場合は証書授与は行わなかった。しかし今回の震災死の場合は遺族感情に配慮して授与を行った。F 中という状況を考えると、いろいろな面に配慮せざるを得ない状況であった」石巻市立 F 中学校（授与）

iv. 高等学校

- ・「特別な配慮としての証書の授与には疑問が残ります。失われた命の悲しみが、卒業証書の授与ではたして軽減されるのでしょうか。ものごとの捉え方や抱く感情というものは、人それぞれ違うものだと思います。本調査冒頭の依頼文主旨のとおりに、証書授与の是非は一概に捉えられないことだと思っております」A 高等学校（授与せず）
- ・「御遺族の状況も様々である可能性があり、学校側の思いだけで動くことは慎重にならなければならないと思います」D 高等学校（授与せず）
- ・「東日本大震災では、家族の中で 1 人だけになってしまった保護者がいます。その保護者の方が『証書だけでも』と望まれれば、学校側もしかるべき対処ができたと思います」G 高等学校（授与せず）
- ・「本校では在校生（1, 2 年生）の東日本大震災による死亡は幸いにありませんでした。残念なことに、3 月 1 日に卒業したばかりの卒業生 1 名が津浪に流されなくなりました」H 高等学校（卒業式はすでに終わっていた）
- ・「長年本校に在籍している教員に聞き取りを実施しました。震災で在校生が亡くなったケースはありませんでした。卒業したばかりの卒業生（互理在住）が亡くなったケースがありました。本校は創立 51 年目の学校ですが、長い歴史の中では在校中に病気や事故で亡くなった生徒、自死した生徒もいたとのことですが、義務教育でないということもあり、そのようなケースで卒業証書等を授与した事例は思い当たらないとのことでした」J 高等学校（卒業式はすでに終わっていた）
- ・「本校では亡くなった生徒に対しては黙祷を捧げることを行っています」I 高等学校（授与せず）

校種を問わず、遺族の心情を何よりも優先させたいとする記述が多くみら

れた。また授与した学校だけではなく、授与しなかった学校でも遺族の心情を重視した学校の姿勢が窺われた。

IV. 考察

1. 死者への卒業証書授与は、市町村立の学校のみで行われ、県立学校では見られない。このことは、より児童生徒との距離が近く、地域と関わりの深い市町村立学校において授与が実施されたと考えることができる。
2. 死者への授与の発案は、教員が遺族である保護者の感情を忖度して行っていることが多い。しかし授与しなかった学校においても、保護者の意向を忖度して学校からの働きかけを遠慮した事例もあることから、保護者の意向や感情を学校がいかに読み取ったかで対応が分かれる。
3. 授与の判断については、保護者の意向を最優先としながら、教職員の「重い」気持ちや「(亡くなった子を)一緒に卒業させてあげたい」という思い、遺された児童生徒や保護者の「(亡くなった子と)一緒に卒業したい」という願いなど学校側の「慰霊」と「癒し」の要望も要因となっている。すなわち「死者」への慰霊、「遺族」への癒し、「教職員・児童生徒および保護者」の癒しを目的として授与が実施されたと考えられる。
4. 死亡児童生徒への卒業証書授与の前例は、高等学校を含めた各校種で広く行われていた。この前例を承知していた学校において、授与を実施していることが多いことから、前例の存在が授与を判断する重要な要因となったことが窺われる。このことは授与が行われなかった高等学校では、自校での前例がある1校を除き、13校で「聞いたことがない」と回答があったこととも符合する。
5. 児童生徒が卒業学年であった場合だけではなく、死亡後2年を経てから在籍していた学年の卒業式に合わせて授与されているケースも多い。このことは、死亡児童生徒が「進級」して「卒業」したとみなしていると考えられる。東北地方の民間信仰では、死んだ子供が学齢に達すると地蔵にランドセルや学童服を供え、結婚適齢期になると「花嫁人形」*4や「ムカサリ絵馬」*5などを

*4 山形県の立石寺、青森県の恐山菩提寺、川倉地藏尊などでは今も奉納され続けている。

*5 山形県の若松寺がよく知られている。同寺パンフレットによるとムカサリ絵馬とは、「ムカサリとは方言で婚礼を意味する。若くして死別した子供たちのために、死後の世界でのしあわせな結婚生活を願って近親者が奉納したもの」とある。



図1 学帽を被った地蔵（青森県川倉地蔵尊）筆者撮影 2007

奉納して結婚をさせるなどの習俗が見られるが、死亡児童生徒に卒業証書を授与することは、こうしたたましい観と親和性のある心情であると考えられる。

6. 民間信仰としての子供供養は、それぞれの家毎に祀られてきた私的な慰霊である。しかし死者への卒業証書授与は、学校という公的な空間で、台帳番号のない証書を授与するという私と公の間の「準公的」な慰霊であるとみることができる。

V. 結語

死者へ「卒業証書」を授与するという現象は、これまでも多く行われてきた。法的に根拠がなく、むしろ無理があるにも関わらず、東北地方だけではなく日本全国で実施されている。東日本大震災に限っても京都大学*⁶などでも授

*6 京都大学新聞 2011年4月1日号によると「今回、津波に遭って亡くなった京大生がいる。[...]京大当局は、今回特例としてこの3名の卒業証書をそれぞれの遺族に渡した。本来、本人死亡の場合、卒業証書は渡されないことになっている」とある。



図2 花嫁人形（青森県川倉地蔵尊）筆者撮影 2013

与が行われた。このように広く行われてきたということは、この行為が普遍的な価値観を反映しているからに他ならない。日本語に「死児の齢を数う」という諺があるが、死んだ子どものたましいが、生者と同じように生活をし、年齢を重ねているとみなす日本人のたましい観が、現代の学校教育の場の中にも生き続けていると言える。

読売新聞（2008）などの宗教意識調査によると、日本人は信仰を持たないとする人が71.9%もあり、「無宗教」日本人の言説を裏付けるが、一方で盆や彼岸に墓参（78.3%）をし、初詣（73.1%）などに寺社に参拝するなどの宗教性豊かな習俗を併せもっている。また同調査によると、死後の魂が「生まれ変わる」29.8%、「別の世界へ行く」23.8%、「墓にいる」9.9%などという結果から、何らかの形で魂が死後も存続すると信じている心性を持ち合わせている。こうした心性が、合理的には受容困難な子どもの非業の死に際して活性化し、迷わず「成仏」してほしいという慰霊の念などから、卒業証書の授与という行為へと繋がっていくのではないかと筆者は考えている。東日本大震災などの大きな

災害で無辜の児童生徒の死を悼む時、こうした人々の心情やたましい観に配慮した「慰霊」や「癒し」が求められるだろう。

附記1：本調査に協力いただいた宮城県教育委員会、学校関係者に厚く感謝申し上げます。

附記2：本研究は日本学術振興会科研費基盤C（課題番号24520906）の助成を受けた。

参考文献

学校教育法施行規則 1947

川村邦光 2013 『弔い論』 青弓社

小林篤 1997 「勝巳君の「番号なき卒業証書」『現代』31(5)pp.164-176. 講談社

京都大学新聞 2011 「京大生3名津浪で亡くなる」『京都大学新聞』2011年4月1日

大橋英寿、大村哲夫 2013 「死生観とメンタルケア」『精神対話論』慶應義塾大学出版会
読売新聞 2008 「宗教意識調査」『読売新聞』2008年5月30日朝刊

附録 調査票（校長宛依頼文は省略，回答欄は縮小した）

各学校用調査用紙

平成 25（2013）年 3 月

ご担当 先生

東北大学大学院文学研究科

大村哲夫

死亡児童・生徒への卒業証書授与等についての調査（依頼）

ご多忙のところ調査にご協力いただきありがとうございます。

私は東北大学の¹大村哲夫といたしますが、震災後のこころのケアについて文科省の助成を得て研究しております。

今年の卒業式においても昨年同様、震災によって亡くなられた児童・生徒（園児）への卒業証書の授与が報道されました。

本調査は従来より各学校で行われてきた死亡児童・生徒（園児）への卒業証書等の授与についての実態を調べようとするものです。このことによって遺族を傷つけ心理的負担を与えようとするものではなく、授与等については是非を断じようとするものではありません。よりよいこころのケアを摸索するための資料とするものです。

また答えにくい質問は空欄でも構いません。不明な点は調査者大村（080-5738-3157）までお問い合わせ下さい。欄に記入しきれない場合は、任意の用紙にお書きいただき添付してください。どうぞよろしく申し上げます。

1. 記入年月日：

2013 年 月 日

2. ご回答者：

学校（園）名：

職：

氏名：

3. 先生の学校（園）では東日本大震災で死亡した児童・生徒・園児の在籍した学年の卒業式はありましたか？

平成 23（2011）年 3 月

あった（死亡児童・生徒・園児 人） なかった

卒業式そのものがなかった

卒業式はすでに終わっていた

平成 24（2012）年 3 月 あった（ 人） なかった

平成 25（2013）年 3 月 あった（ 人） なかった

平成 26（2014）年 3 月以降にある（ 年） ない

4. 該当者がいる卒業式で、死亡した児童・生徒・園児の「卒業証書」等の証書を卒業式において授与しましたか？

平成 23（2011）年 3 月

した（ 人） しなかった 他の機会に渡した

平成 24（2012）年 3 月

した（ 人） しなかった 他の機会に渡した

平成 25（2013）年 3 月

した（ 人） しなかった 他の機会に渡した

5. 授与した場合、それは「卒業証書」でしたか？

「卒業証書」

それ以外の文書（具体的にお教え下さい：

6. 授与した場合、それはどなたの発案（要望）でしたか？

教員（校長， 教頭， 教諭等 その他：))

いずれかをチェックしてください。

保護者（遺族， その他の保護者）

いずれかをチェックしてください

児童・生徒（同級生， 児童会・生徒会）

いずれかをチェックしてください

教育委員会（地教委， 県教委）

いずれかをチェックして下さい

その他（具体的にお教え下さい：

7. 授与した場合、その理由を教えてください。

授与した証書は、通常の証書と異なるところがありますか。（文言、日付、番号など
具体的にお願いします）

8. 授与しなかった場合、その理由を教えてください。

9. 授与した場合、証書は誰に渡しましたか？

保護者（家族・親戚）

児童・生徒（友人など）

その他（具体的に教えてください：

10. 先生が知る限りにおいて、亡くなった児童・生徒への卒業証書等授与について過去に事例はありましたか？

ある（およそ 〇 年前、どこで 〇 ）

直接ないが聞いたことがある（およそ 〇 年前）

全くない

11. 10番で「ある」または「聞いたことがある」とお答えになった方に質問です。

それはどのようなケースでしたか？

12. 亡くなった児童・生徒への卒業証書等を授与することに関わって何か付け加えることや意見があればお願いします。

ご協力ありがとうございました。